

会議録

会議の名称	西東京市国際交流組織設立検討懇談会（第8回）
開催日時	平成17年4月12日（火） 午後6時30分から午後8時30分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎5階 501会議室
出席者	木下座長、山辺副座長、斎藤委員、島谷委員、鈴木委員、富山委員、長谷川委員、楊委員（佐々木委員、豊福委員欠席） 【事務局】佐藤課長、小関主査、堀主任、平山主事
議題	西東京市の国際交流組織は何をすべきかについて 「KJ法による意見交換」をもとに検討（継続）
会議資料の名称	(1)会議録（第7回） (2)西東京市外国人のための無料専門家相談会 集計表 (3)「多文化共生へ条例案 近江八幡市」（山辺副座長） (4)「外国人受入れ問題に関する提言（抜粋）」（木下座長） (5)国際交流の実践案（島谷委員）
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	

○事務局：

新課長の紹介、挨拶

○木下座長：

第7回会議録の確認作業をする。

○事務局：

指摘等のご意見はなかった。

（全員承認）

○木下座長：

それでは、本日の配布資料の確認を行う。まずは、「西東京市外国人のための無料専門家相談会集計表」について、事務局より説明をいただきたい。

○事務局：

結果については、集計表のとおりである。相談会を知ったきっかけとして、日本語ボランティア教室からの紹介で来た人がいなかったことが意外であった。教室で日

常生活のことなどを話すなかで、大きな問題になる前になんらかの解決につながっていると解釈できるのであれば、地域で日本語ボランティアが大きな機能を果たしているのだと思う。

○斉藤委員：

この相談会の主催はどこか。

○事務局：

西東京市と東京都国際交流委員会との共催で実施した。

○木下座長：

東京都国際交流委員会の中に、都内の国際交流に関係する団体等で構成される外国人相談事業部会があり、都内各地でこの相談会をリレー式で開催している。

○斉藤委員：

8言語の通訳ボランティア、それぞれの専門家は、西東京市の市民なのか。

○事務局：

通訳ボランティアについては、西東京市の市民である。専門家について、弁護士は外国人相談事業部会を構成する一員である東京弁護士会から派遣していただいた。行政書士は、東京都行政書士会田無支部に派遣をこちらから依頼した。

○山辺副座長：

相談会を知ったきっかけとして「その他」とあるが、具体的にどういうものがあったか。

○事務局：

大使館で知ったという人や、このリレー相談会を前回開催した板橋区で紹介されたという人がいた。

○木下座長：

次に、各委員が持参した資料について確認する。「多文化共生」に関する資料として、佐々木委員からは、「多文化共生」という言葉が使われている記事の紹介、そして山辺副座長からも「多文化共生へ条例案 近江八幡市」という記事の資料を、そして私は、経団連が出している「外国人受入れ問題に関する提言（抜粋）」を参考として配布させていただいた。また、島谷委員より「国際交流の実践案」を出していただいた。

○斉藤委員：

「多文化共生」「異文化交流」「国際交流」などの言葉の違いが、いまひとつわ

からない。ただ、懇談会のこれまでの流れとしては、「多文化共生」が大きな理念ではないかという印象を受けている。

また、「多文化共生」「国際交流」という言葉の違いが、それを受けとめる市民にどのような影響があるかという疑問がある。

○鈴木委員：

島谷委員がまとめたものについて、説明を伺いたい。

○島谷委員：

前回、KJ法でいろいろと意見を出したが、KJ法はあくまでも方法であって、みちすじをどうするかが大事だと思う。国際交流組織はまず理念が大事であり、例えば国際友好都市宣言をするのがよいと私は思う。

○山辺副座長：

一般的に、国際友好都市宣言というのは、交流をする特定の海外の都市があってするものである。また、文章中にある「外人」や「～してあげる」という表現は、使ってほしくない。

○木下座長：

これらの具体的な事業を何のために実施するのが大切である。

○鈴木委員：

「思い出」「思いやり」というのは違和感がある。今、中国や韓国で反日のムードが強い。これは、歴史認識の違いからであろう。また、中国人の知人に文化革命で国を追われた人もいる。ひとりの人間として、日本で、中国でというような場所に関わらず、どこでも生きていく権利があるということは当然のことだが、それをどう表現するのか。また、同じレベルで話すことができる土俵をどう作るのか、ということが大事であろう。

○斉藤委員：

ここで理念を考える時に、どういう次元での理念を考えていくのか。地球規模での壮大な理念もあれば、ごく身近な実現可能な範囲での理念もある。

○鈴木委員：

理念を考える際は、初めからプランターの小さな植物を考えるのではなく、大きな木の幹を考えるべきであろう。しっかりした幹があってはじめて枝が出て葉などが出てくる。

○斉藤委員：

島谷委員の案は具体的過ぎて、ひとつひとつの事業の提案になっている。立川の提言を読むと、もう少し抽象的にまとめている。提言をまとめる際には、ある程度抽象化する必要があるのではないか。

○島谷委員：

抽象的な理念ばかりを考えていないで、より具体的に考えないと、西東京市の国際交流組織の特性が失われてしまう。

○斉藤委員：

ある程度、抽象的な理念について話合ったほうがよいと思う。島谷委員の提案は、この懇談会のもっと後半の段階、もしくは次の設立準備会などの段階で話し合うべきことなのではないかと思った。前回、私が、この懇談会の位置付けを確認したのは、提言の内容をどういったものにしていけばよいかを確認したかったからである。

○富山委員：

今日は、前回のKJ法で「理念的」にまとめた部分の話し合いを深めたり、設立のための目的などを話し合う予定ではなかったのか。

○楊委員：

この懇談会では、具体的提案ではなく、何のために組織を設立するのか、ということについての話し合いをすべきだと思う。そして、具体的な事業の内容等については、我々ではなく実際の組織が考えるべきだと思う。

○富山委員：

細かい事業内容の吟味ではなく、組織のあり方などについて考えた方がよいのではないか。

○木下座長：

それでは、前回のKJ法で「理念的」にまとめた部分について意見を伺いたい。

○斉藤委員：

楊委員にとっては「多文化共生」という表現が、いまひとつ理解しにくいということだった。一方、たちかわ多文化共生センターでは、名称を「多文化共生」としたことで、「国際交流」という範疇以上の内容、そしてさまざまな団体を組織にまき込むことができたという話をうかがった。しかし、西東京市の現状を考えると、「多文化共生」というよりは、まだ、「国際交流」という段階なのではないかと思った。

○鈴木委員：

「国際交流」という表現による不都合は、何かあるのだろうか。

○山辺副座長：

「国際交流」の場合、国と国という背景を通しての交流を指すような表現で、「多文化共生」の場合、個人と個人が関わることで、その人自身の持つ考え方や、国も含めたバックグラウンドなどを肌で感じるようなことを指す表現だと思う。確かに、西東京市の現状を考えると、「国際交流」という表現の方が伝わりやすいという面もあるかもしれない。

ただ、「多文化共生」という言葉は、国の成り立ちや歴史と関連しているため、カナダやオーストラリアでは、当たり前を受け入れられている。日本で、この言葉が一般に知られるようになってきたのは、阪神大震災以降である。

○斉藤委員：

「多文化共生」というとき、共に生きるのであるから、受け入れる側にもある程度のアイデンティティの犠牲が出ることが、前提としてあるのではないかと思う。

○鈴木委員：

受け入れることは、犠牲になるのではなく、そこにある文化も別の文化も尊重し合うということであって、必ずしもアイデンティティの犠牲ということではないのではないか。

○斉藤委員：

今の当市の現状から考えると「国際交流」という表現の方が妥当かもしれない。国際担当の市の専任職員もいないし、市民の意識もそこまで高いとはいえないのが、西東京市の現状ではないか。

○鈴木委員：

だからこそ、この懇談会が今後のためにも検討していく必要があるのではないか。

今は、ただの「国際交流」が求められる時代ではないと思う。かつては、国が外国との交流を特権的に担ってきたため、戦争も起きた。しかし、海外旅行が一般的になって以来、つきつけられている課題は「多文化共生」の概念が含まれていることがうかがえる。しかし、これを言葉として何と表現するかについては、議論の余地があると思う。

○木下座長：

国は「立場」があるが、個人同士は言いたいことを言える関係がつかれる。それが地域でできることなのではないか。

○斉藤委員：

このことについての日本人への啓蒙は必要である。

○楊委員：

いろいろな国際交流協会の理念などをインターネットで調べたが、愛知県や埼玉県などの協会の目的などは、とても端的にまとまっていた。これらを参考にして、市の特性などを取り入れつつ文章にまとめていったほうがよいのではないか。

○山辺副座長：

他の国際交流組織の理念や目的などを参考にしつつ、キーワードや委員の考えなどをまとめ、文章にしていくことになるだろう。

○鈴木委員：

文章にしていく際に「Ｋ」法による意見交換」をそのまま載せるのか。

○山辺副座長：

資料とするだけで、これをそのまま載せるのではない。

キーワードの中に、「地球市民」とあり、理念はわかるが、言葉として美しくまとまりすぎているように感じる。みなさんの意見を伺いたい。

○斉藤委員：

いまひとつ理解しにくい。

○鈴木委員：

同感である。

○富山委員：

前回も話したように、「個人」と「地球市民」という考え方との間に、自分が所属する日本という国などについての概念が欠落しているように感じる。

しかし、この言葉は、市の基本計画などでも使われている言葉である。

○山辺委員：

最近流行の言葉であり、近隣の自治体でもよく使われてはいる。

○長谷川委員：

みなさんの意見を伺いつつ考えていたが、とても壮大な言葉に感じる。

○楊委員：

「地球市民」というと、国などの背景まで無視する言葉のように感じた。

○鈴木委員：

「Ｋ」法による意見交換」のなかで、「～もらう」「～もたせる」「～させる」という使役的な表現があり、直したほうがよい。

○山辺副座長：

これらは、あくまでも個人が書いたままの言葉なので、今後直すことが可能である。

○楊委員：

ここには載っていない理念などが、さらに出てくるかもしれない。

○富山委員：

「共生はなじまない」という意見が載っているが、これを書いた委員の意見を伺いたい。

○木下座長：

書いた委員が欠席のため、次回とする。

○斉藤委員：

「多文化共生」は英語では何と言うのか。

○山辺副座長：

一般に「多文化」のことを“Multicultural”というが、「共生」については、視点によりいろいろと表現が異なる。

○富山委員：

「多文化理解」という言葉は使われていないのか。

○山辺副座長：

「外にあるものを分析する」と解釈されることもあり、あまり使われていないようだ。

○斉藤委員：

「多文化共生」というのは、よい表現だと思う。

○木下座長：

KJ法で「理念的」にまとめた部分については、すでに挙げられているものでよいかご意見を伺いたい。

○富山委員：

この理念の部分について、一度、成文化してみてもどうか。

○山辺副座長：

次回、もう1回話し合いをして、基準などを決めてからの方が良いのではないか。

○富山委員：

先に成文化をしてみることで、話しが固まるのではないかと思い提案した。

○木下座長：

成文化しすぎると、表現の議論に陥りやすいので、箇条書きでよいのではないか。

○島谷委員：

自由な意見がでるよう、箇条書きでよいと思う。

○鈴木委員：

KJ法で「理念的」にまとめた部分について、意見を言っておきたい。

まず、「意識をもってもら」「視野を持たせる」というような表現があるが、これらは持つ持たないではなく、意識のレベルの差だと思う。また、さきほども発言したが、使役的な表現も変えるべきであるし、学術研究やビジネスでの協力についての意見は、「理念的」部分ではないと思う。さらに、いくつかの意見の中で、「国際理解」「国際的」「異なる文化」というように様々な表現があるが、「多文化共生」という言葉との整合性を考えた方がよいと思った。

○富山委員：

ここで、ひとつひとつの意見について話すのではなく、理念の部分のたたき台となる文章をつくり、それについて話し合う方がよい。

○鈴木委員：

たたき台となる文章をつくるためにも、意見を出す必要があると思い発言した。では、私がたたき台の案をつくってもよい。

○楊委員：

愛知県や埼玉県の国際交流協会の理念などは短い表現が多く、とてもよく凝縮されている。理念などについて、参考にしてみてもどうか。

○木下座長：

それでは、次回の懇談会は、4月27日（水）の午後6時30分からで、鈴木委員にまとめていただく理念についてのたたき台をもとに、引き続き、組織について話し合う。本日の懇談会はこれまでとする。